告示

○法務省告示第四百八十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月十三日

法務大臣　上川　陽子

別表第一ＭＡＮＡＢＩ外語学院新宿校の項中「ＭＡＮＡＢＩ外語学院新宿校」を「京進ランゲージアカデミー新宿校」に改める。

○法務省告示第四百八十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年十月十一日法務省告示第四百六十二号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月十三日

法務大臣　上川　陽子

第三号中「平成二十三年十月十一日」を「平成二十六年十一月十三日」に改める。

○法務省告示第四百九十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月十三日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表平田養鶏場の項を削り、同表に次のように加える。

株式会社弘南	東京都板橋区三園一丁目四十九番三十二号	型枠施工
サンエッグファーム株式会社	愛知県岡崎市保久町字須之山一番地一	畜産農業
日本ホイスト株式会社	広島県福山市津之郷町大字津之郷二百五十八番地の四	溶接

○農林水産省告示第千六百二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十六年九月十一日に消滅したものとみなされる。

平成二十六年十一月十三日

農林水産大臣　西川　公也

1　登録番号　第23548号
2　登録年月日　平成26年９月11日
3　農林水産植物の種類
Kniphofia Moench
4　登録品種の名称　エルヴィラ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Paul Stringer
27Goodlife Gardens Tilehurst Reading Berkshire RG31 6FZ, United Kingdom

○農林水産省告示第千六百三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年十一月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十六年三月一日　第十九号
二　登録認定機関の名称及び住所
株式会社エコデザイン認証センター　東京都千代田区神田司町二丁目七番地
三　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内及び外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
東京都千代田区神田司町二丁目七番地

○農林水産省告示第千六百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　鹿児島県姶良郡湧水町川添字比良田二〇三五の五、二〇三五の六、二〇三五の一一、二〇三五の一二、二〇三五の二四、二〇三五の三二、二〇三六、二〇四六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字比良田二〇三五の五・二〇三五の六・二〇三五の一一・二〇三五の一二・二〇三五の二四・二〇三五の三二・二〇三六・二〇四六（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び湧水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　北海道斜里郡清里町・斜里町（以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　公衆の保健
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、立木の伐採を禁止する。
清里町・斜里町（以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。）
2　次の森林については、主伐は、択伐による。
清里町・斜里町（以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。）
3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　北海道増毛郡増毛町別苅一〇一六・一七六七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一二四の一、一一二四の二、一六四五の二、一六四五の三、一六四六の一、一六四六の二、一七六七の八、二四六九の一から二四六九の四まで、岩尾一三三、三七〇の二、七九三の一、七九三の三、七九三の一〇、七九三の一九、七九四の一、七九八の一、七九八の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
別苅一七六七の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇一六、一一二四の一、一一二四の二、一六四五の二、一六四五の三、一六四六の一、一六四六の二、一七六七の八、二四六九の一から二四六九の四まで、岩尾一三三、三七〇の二、七九三の一、七九三の三、七九三の一〇、七九三の一九、七九四の一、七九八の一、七九八の二